



## Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『元気企業経営者の条件』について
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

**10**  
2015  
Vol.143

たいせい通信のメール配信をいたします。

ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

[info@taiseikeiei.co.jp](mailto:info@taiseikeiei.co.jp)



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆ ㈱大成経営開発 . . . . . 財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆ ㈱大成財産コンサルタンツ . . . . . 相続相談・終活相談・資金調達運用  
九州相続センター 会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>  
不動産・営業支援代理店業
- ◆ ㈱アップワード エスト保険 . . . . . 生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆ ㈱大成アフェクション . . . . . 居宅介護支援、通所介護事業
- ◆ ㈱大成グローバルトレーディング . . . . . 商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

■ 大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel: 096-377-1101 Fax: 096-377-1114

## 会長室から、こんど～です

朝夕すっかり涼しくなり、秋本番といった感じですね。あちこちで運動会なども行われているようですが、普段運動不足の方々は、運動会に参加されても、くれぐれもお怪我などなさらぬようご注意くださいませ♪

さて、9月15日に頸椎の手術を受けました。現在リハビリ中の私ですので、今月はリハビリについて少し勉強してみました。



そもそも【rehabilitation=リハビリテーション】という言葉の意味は多様です。

1. 良好な健康や、仕事ができるような状態を取り戻すこと。回復すること。
2. 破産した事業などが、よい運営管理状態を取り戻すこと。
3. ある人、人格や名前などの評判や信望を回復すること。
4. 公式の資格、役割、身分、地位、権利、基本的人権を回復すること。

などがあげられますが、一般的には①番が多く認識されているリハビリだと思います。

私が行っているリハビリも、休んでいる間に筋肉が落ちないようにストレッチや自転車こぎ、階段の上り下り等、毎日少しずつ量を増やしながらやっています。その他に、お箸が上手に使えるか、指で色々なものを触り感覚が正しいかどうかを確かめるといったものもあります。これらは、作業療法士の先生と理学療法士の先生の指導の下でやります。私が入院している病院のリハビリでは、圧倒的にお年寄り（70歳以上の人）が多いのが現状です。たまに若い人で骨折した人などがいますが、ほとんどが高齢者ですので、今でこの人数ならば、先はまだまだ増えるでしょう。大変な事になるなと思いながら、自転車をこいでいました。

さてここで、本業が会計事務所である私にとって気になるのは、医療費です。高額医療費の請求は収入区分があり、社会保険と国民健康保険では少し違いますが、今は先にお金を払ってあとから返してもらうのではなく、先に『健康保険限度額適用認定証』と言うのを健康保険協会に申請して入手しておいて、それを支払時に病院に提出すれば、限度額以上の分は直接健康保険協会に請求してくれるというシステムになっています。さらに、確定申告で医療費控除を受けることもできます。年間支払った金額が10万（所得が200万未満の人は所得金額の5%）を超えた場合、その金額を所得から控除できます。入院保険金などももらった場合は、それを差し引きますので、要注意です。最高200万まで控除可能。詳しくはお問い合わせくださいませ。

それにしても健康が一番！ 【健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病または病弱の存在しない事ではない】と世界保健機関WHOは定義しています。疾病がない事は健康の必要条件ではありますが、身心のバランスがとれている事が大切ではないでしょうか？ 今になって思う事は、若い頃は何をしても大丈夫、でも、それがあある一定の年齢になると病気として出てくるのではと思っています。50歳過ぎたら健康オタクになるぐらいの方がいいと私は思っています。



今月もお読みいただき、ありがとうございました。

(株)大成経営開発会長 近藤記

## 経営まめ知識：『元気企業経営者の条件』について

みなさま如何お過ごしでしょうか？ すっかり秋らしくなってきました。いま熊本で、今から東京です！！ 週末はベトナムに、来月は香港、その後上海なども入っています！！ 今年もラストスパートと、振り返り、来年の計画を立てる時期になりました。

最近東京・大阪だけではなく熊本でも元気企業が、増えているような気がします！！ 中小企業も全国的に人手不足のようです！！ 弊社お客様でもそのような状況です！！

ところで最近全国各地を周りながら『元気企業経営者の条件』というのが、やはりあるなと思います！！ その条件を3つお話しさせて頂きたいと思います！！



まず『**第1の条件が、夢や理想という目的がある！！**』

みなさん夢や理想というと現実のドロドロとした経営の中で、世の中そんなに甘いものではないと思われるみたいです。まして経営とか事業となれば？？とお考えかも知れません。だがしかしその問題を解決していく、時代の変化へ敏感に対応していく原動力は、夢や理想というなりたい自分という人生の目的があるからなのです。

次に『**第2の条件が、常に前向きである！！**』

元気企業のお客様に共通しているのが、経営者自身と企業全体が常に前向きでプラス発想であること！！ 時代のスピードが早く変化の激しい時代に中小企業が経営していく事は、10年前とは訳が違います。地方でも世界的にICT（情報通信技術）の普及により消費構造や流通生産構造が変わりました。今後は、益々でしょう。その中で時代の変化に対応しながら経営をしていくという事は、常に前向きに積極果断に経営をしていかなければ生き残らないという事です。ソフトバンクの孫正義さんやユニクロの柳井正さんが、言っていました！！ 『今の時代何もしない事が、最大のリスクである』という事です！！ それくらい日本国内のみならず世界中が、スピードを上げて変化しているという事です！！ 日本全国世界各地を巡回しながら痛感しますね？？

最後に『**第3の条件が、勉強熱心で素直である！！**』

経営の目的のために常に前向きに生きていくためには、勉強熱心で時代を読むという意味で素直さが必要であるという事です！！ つまり、他から学ぶ、歴史から学ぶという事です。『我以外皆師』という事でしょうか？ 元気企業は、良く勉強をしています。またよく他から学んでいます。同じ経営でも流石に伸びる企業経営者は、よく勉強しますね！！ 私もその様な方々から教えを伺っています。

この『元気企業の3つの条件』とは、そのまま生き残れる『経営者の3つの条件』みたいです！！ 仕事柄、お客様の相談を色々受けます。この3つの条件は、地域や年齢は関係ないみたいです。最近弊社お客様でも元気企業が、続出しています。優勝劣敗が、激しくなってきました。是非みなさんもこの元気企業の条件3つについて、点検して頂けないでしょうか？

最後になりましたが、またお逢いできる日を楽しみにしています。そして今から年の瀬に向かいますが、みなさまの益々の発展と活躍を祈念致します！！

熊本事務所にて



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>



## 💡 いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

### 「マイナンバーと相続」

いよいよ平成27年10月から、国民の皆さん一人一人にマイナンバーが通知されます。マイナンバーの目的は

- ・公平・公正な社会の実現  
⇒所得や行政サービスの受給の不正を防止する。
- ・行政の効率化  
⇒行政機関や地方公共団体の情報の照合などの簡素化。
- ・国民の利便性の向上  
⇒添付書類の削減など、行政手続きの簡素化。

があるようです。



マイナンバーカードは、身分証明書のようなものと言われておりますが、個人的には漏えい防止の為、危険だと思います。当面、税金や社会保険関係などしか、マイナンバーは使用できないとされていますが、将来的にはいろんな情報がカードに紐付けされていくだろうと考えられます。キャッシュカードやポイントカードのような機能がその例です。ポイントカードでは、「消費税をマイナンバーで還付」というのも可能になるようです。消費税の税率を現行の8%から10%に引き上げ後、飲食料品の購入時にいったん10%の消費税を支払い、店頭端末とマイナンバーカードを使い、還付される2%のポイントが貯まり、一定額まで貯まると、申請する事で還付金が受け取れる仕組みです。

では、マイナンバーと相続との関係とは？

- 戸籍が不要** 預金名義の変更や不動産の名義変更等の相続手続きで大変なのが、出生から死亡までの戸籍謄本や除籍謄本の取得です。この手続きが大幅に軽減されます。
- 預金口座の把握** 銀行や証券会社の口座がマイナンバーと紐付けされ一括管理が出来る、どこに口座があるか分からないという問題がなくなります。
- 財産管理が容易** マイナンバーの導入で、相続手続きは簡素化されますが、同時に財産との紐付けにより財産が一元管理できますが、それが、税務署としては、皆様の過去の所得や財産情報を把握する事も容易になります。



注意する点は、

- ・子や孫への贈与をしているが、自分で通帳などを管理している方。
- ・専業主婦の妻名義の預金や株がやたらと多い。
- ・専業主婦の妻や学生の子や孫の、個人年金保険や満期保険の受取が多い。
- ・所得の割に、本人名義の預金が少ない。
- ・タンス預金。

などです。

ご心配事や相続についてのご質問・ご相談は、いつでもご連絡ください。

 岡村泰

編集後記：先日、クロスバイクを購入し、スポーツの秋を満喫しています。熊本では、山鹿に自転車専用道があり、快適に走ることができます。その他にも砥用、阿蘇、人吉にもサイクリングロードがあるんですヨ。今月、JR九州では熊本宮地、熊本阿蘇間に弱虫ペダルのラッピングトレインを走らせています。見かけたら、手を振ってみて♪ 875

